

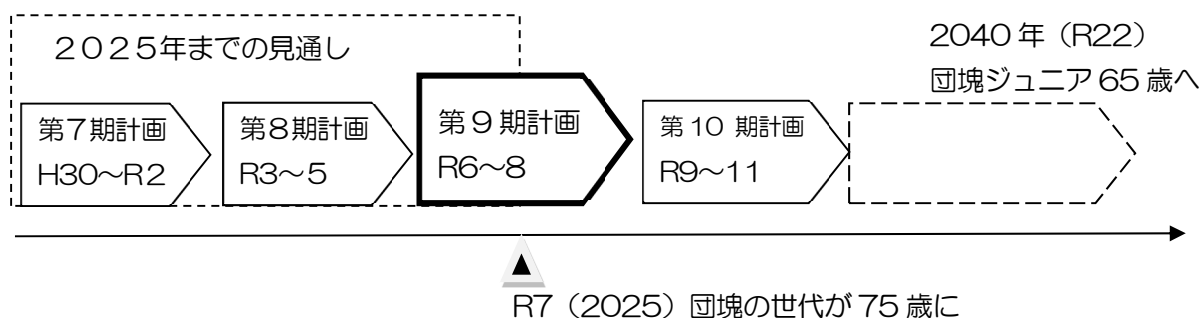
■第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について

1. 趣旨

三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいき安心プラン21）について、現行の第8期計画（令和3～5年度）を見直し、第9期計画を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和6～8年度（2024～2026年度）の3年間。ただし、団塊の世代が75歳を迎える2025年、団塊ジュニアが65歳を迎える2040年の地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中・長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



3. 計画の内容

介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8に基づく本計画では、介護保険給付の円滑な実施を包括した全ての高齢者の保健・福祉施策の方針として、主に次の内容を見直します。

- ① 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ② 各年度における必要定員総数
※認知症対策型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ③ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ④ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- ⑤ 保険料の設定等
- ⑥ その他、高齢者の保健・福祉に関する事項

4. 国の基本指針（案）について

本年7月に提示予定の国の基本指針（案）を次期計画に盛り込みます。現時点で示されている国の基本的な考え方の中で、第9期計画のポイントは下記のとおりです。

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実
- ③ 地域共生社会の実現
- ④ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ⑤ 保険者機能の強化
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

5. スケジュール（詳細別紙）

審議会において審議をしていただき、11月を目途に答申を受け、パブリックコメント募集を経て、令和6年2月に議案上程予定です。

6. その他

本計画は、国の基本方針（介護保険法116条）や都道府県介護保険事業支援計画（＼118条）のもと、三田市総合計画の部門別計画として、社会福祉法に基づく地域福祉計画を始めとした関連計画（健康さんだ21他）と整合性を図り策定します。

「第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定スケジュール

■ = 実施済

(R5.6月時点)

資料-3

年度	令和4年度				令和5年度								令和6年度	
項目	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月~3月	4月	
市議会			在宅調査 常任委報告		審議会ごとに常任委員会へ報告								2月上旬 議会上程 (計画案・介護保険条例案)	
高齢者・介護審議会		3/10 福祉センター			6/30 福祉センター	7/27 ※予定 福祉センター	8/下旬 場所未定		10/中旬 場所未定	11/下旬 場所未定				
【内容】 第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画の策定審議		在宅介護 実態調査 案の協議			第1回 アンケート結果報告(介護予防・ 日常生活圏域 ニーズ調査)	第2回 アンケート結果報告(在宅介護 実態調査) ・8期(R4)事 業評価報告	第3回 アンケート結果報告(事業者調 査・ケアマネ調 査) ・施策体系と 重点項目の設 定	計画素案 について 書面での 意見徴収 を検討	第4回 高齢者数等の 推計 ・介護サービス 事業量等推計 ・計画素案検討 (保険料・資料編 以外)	第5回 計画素案提示 (個別の保険料 以外) ・答申	パブリッ クコメント 12/1 ~ 31(案)		計画開始	
アンケート①:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査														
目的:地域診断 対象:要介護1~5以外 の高齢者	調査・ 回収	分析	報告書 作成											
アンケート②:在宅介護実態調査														
目的:在宅介護サービスの 在り方等の把握 対象:要介護1~5の高齢者 (認定更新者)			調査・ 回収	分析	報告書 作成									
アンケート③:事業者調査・ケアマネ調査														
目的:介護サービスの現状や 今後の事業展開等の把握 対象:事業所・ケアマネ			調査・ 回収	分析	報告書 作成									
国の主な動き			法案提出・審議			・第9期計画策定に関する基本的考え方の提示(3月)	・基本方針案等の提示(全国課長会議時)(7月)	・見える化システム(推計ツール)確定版リリース(7月)	・第1回事業量推計結果の都道府県への提出(9月)				・報酬改定率等の係数を設定(1月)	

基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)関係>

参考資料1-3

- 生活を支える介護サービス等の基盤の整備
- 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
- 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 等

<全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案関係>

参考資料1-4

- 介護情報基盤の整備
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- 地域包括支援センターの体制整備等
- 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化
- ※ 国会の審議を経て成立した場合、成立した内容を踏まえて、基本指針に反映

<「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針改定案」関係>

参考資料1-5

(令和5年2月16日医療介護総合確保促進会議資料)

(意義)

- 「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる 2025 年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者・国民の視点に立った 医療・介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現

(基本的方向性)

- 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築
- サービス提供人材の確保と働き方改革
- 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- デジタル化・データヘルスの推進
- 地域共生社会づくり

5

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる **2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える **2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある **要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な **施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ **中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて**、施設・サービス種別の変更など**既存施設・事業所のあり方も含め検討し**、地域の実情に応じて介護サービス基盤を**計画的に確保**していく必要
 - ・ **医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ**、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化が重要**
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し**、**サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性**
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① **地域共生社会の実現**
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤の整備**
- ③ **保険者機能の強化**
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ **都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進**。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ **介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

6

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備（P8～14）

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性（P8～11, 14）
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化（P12）
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性（P11）
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性（P13）
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及（P13）

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組（P15～31）

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性（P15）
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進（P16）
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組（P17）
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等（P17）
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進（P17）
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進（P18）
- 高齢者虐待防止の一層の推進（P19～22）
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進（P19, 23）
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性（P24）
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備（P25）
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供（P26～28）
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実（P29, 30）
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進（P31）

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進（P32～43）

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保（P32）
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進（P33, 34）
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備（P35, 36）
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性（P37）
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用（P38）
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）（P39）
- 財務状況等の見える化（P40, 41）
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進（P42, 43）

7

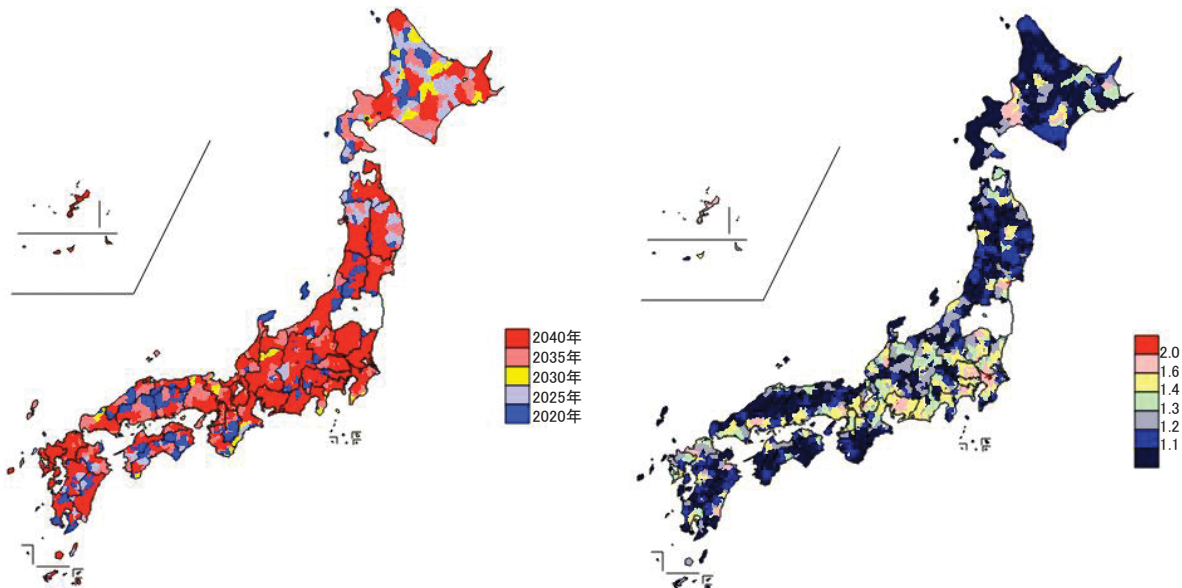
保険者別の介護サービス利用者数の見込み

社会保障審議会 介護保険部会(第90回) 令和2年2月21日	資料1-1 (一部改)
--------------------------------------	----------------

- 各保険者（福島県内の保険者を除く）における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2020年の利用者数との比（増加率）をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2倍超となる保険者も存在する。

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年】

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年の利用者数の増加率】



※ 2020年度介護保険事業状況報告（厚生労働省）、2019年度介護給付費等実態調査（厚生労働省・老健局特別集計）から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、当該利用率に推計人口（日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）を乗じて、2020年以降5年毎に2040年までの保険者別の推計利用者数を作成（推計人口が算出されていない福島県内の保険者を除く）。

8